

滋賀の環境自治を推進する委員会の運用方針

1 審査要件

1) 県民とは

- ① 県内在住者、県内就業・就学者で、個人、団体、法人等を含む。
- ② 団体にあつては代表者が県民であること。
- ③ 年齢は問わないものの申し立ての趣旨が理解できる意志能力を有する者。

2) 環境の保全とは

公害、自然環境、景観、歴史的環境の保全

3) 知事等の施策とは

- ① 知事その他県の執行期間（公安委員会を除く）ならびに公営企業管理者および病院事業管理者の行う施策をいう。
- ② 業務には、事務、事業、許認可、補助事業、委託事業、国からの法定受託事務が含まれる。

参考

○許認可についての考え方

- ① 許認可行為を審査対象とするものであつて、許認可に係る事業全体を審査対象とするものではない。
- ② 審査をするに足る十分な情報がない場合（申請前等）、実質的に知事等には裁量の余地がない場合（環境の保全に関する観点で許認可の判断ができないもの等）などの場合は、審査しない。

○行政指導についての考え方

行政指導・要望等も知事等の施策といえるが、法令に基づかない行政指導等を求める申立ては、知事等が事業等に直接関与できるわけではなく、責任を持って対応できるものでもないので、審査対象外とする。

○建議についての考え方

審査対象ではあるが、一般的内容の建議については、環境審議会等で審議すべき事案であると考えられるので、実質的審査を行わない。

4) 他の法令等において意見申立手続が定められている場合とは

- ① 意見の申立て制度(別紙)が定められていれば、申立て等のあるなしにかかわらず、対象外とする。
- ② 意見の申立て制度が定められていても、申立要件非該当者の意見申立は対象とする。

2 審理の公開

1) 審理の公開

申立人・県関係機関から、文書または口頭で意見・事実関係を聴取する「審理」については、原則公開とする。委員会の審議・議決は原則非公開とする。

2) 口頭審理の実施

審査を行う過程で、委員長が直接意見を聞きたいと判断した案件のみ口頭審理を行う。申立人、県関係機関どちらかだけの場合もありうる。

○環境自治委員会の審査対象外となる制度の例（他法令、告示において意見の申立て手続が定められている場合）

(別紙)

名称	法令・告示	対象限定	意見陳述人等の選定	意見陳述等の方法
環境アセスメント	環境影響評価法 滋賀県環境影響評価条例	大規模事業(工業団地20ha以上、 高速自動車国道建設等)	なし	準備書等の公告・縦覧時 の事業者説明会・意見書 の提出、公聴会の開催
保安林	森林法	保安林の指定・解除	利害関係者	告示・意見書の提出
地域森林計画	森林法	地域森林計画区域決定・変更	なし	縦覧・意見書の提出
都市計画審議会	都市計画法	都市計画区域における市街化区 域・市街化調整区域の決定・変更 等	関係市町村の住民及び利 害関係人	公告・縦覧・意見書の提出
収用委員会	土地収用法	土地の収用	土地所有者、関係人	公告・縦覧・意見書の提出
公害審査会	公害紛争処理法	大気汚染・水質汚濁、騒音、悪臭、 振動、土壌汚染、地盤沈下の典型 7公害（おそれ公害も含む）	公害被害者	調停、あっせん、仲裁、原 因裁定、責任裁定の申請
建設工事紛争審査会	建設業法	建設工事の請負契約に関する紛 争	紛争の当事者	調停、あっせん、仲裁の申 請
開発審査会	都市計画法	開発行為の許可等	処分、不作為に不服があ る者	審査請求
土地利用審査会	国土利用計画法	規制区域内の土地取引許可等	処分等に不服がある者	審査請求、再審査請求
行政不服審査	行政不服審査法	行政庁の違法又は不当な処分そ の他公権力の行使に当たる行為	行政庁の処分に不服があ る者	審査請求、再審査請求

審査の流れ

参考

